

第十九回
国会

参議院

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会 会議録第二十号

昭和二十九年四月二十四日(土曜日)午
前十一時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
上林 忠次君
小笠原二三男君
武藤 常介君

委員

秋山俊一郎君
榊原 亨君
横川 信夫君
島村 軍次君
寺本 廣作君
千田 正君
鈴木 強平君

政府委員

大蔵省主計
局長 森永貞一郎君
大蔵省主計
局総務課長 佐藤 一郎君
農林省農業
改良局長 塩見友之助君

本日の会議に付した事件

○補助金等の臨時特例等に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松永義雄君) これより特別
委員会を開会いたします。

補助金等の臨時特例等に関する法律
案を議題に供します。前回に引続いて
農林関係の質疑を願います。政府から

大蔵省主計局長森永貞一郎君、同務
課長佐藤一郎君、農林省農業改良局長
塩見友之助君の三名が出席せられてお
りますから、御質疑のあるかたは御
発言願います。

○鈴木強平君 政府側に一つお尋ねし
たいのですが、この臨時特例等に関す
る法律案の提案理由の中に、政府は、
国の財政の健全化及び中央地方を通ず
る財政調整の見地から、かような法律
を出す。そこで慎重に検討の上、後日
適当な措置をとることを要当と考え
る、後日適当な措置をとることを要当
と考えるそのために、今臨時的な措置
の法律案を出す、こう提案されてお
りますが、後日適当な措置をとるとい
うのはどんな措置でございませうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 補助金が
私どもの国民生活乃至は経済活動に非
常に緊密な関係があることは勿論で
ございませう。従いまして、この問題を
如何に処理するか、これは非常に慎重
に考えなくてはならない問題だと思ひ
ます。併し他面補助金制度の現状を考
えますと、まあその量が非常に大きく
なつて参りました。財政上の非常に大
きな問題になつております。又その実
情を考えますと、率直に申しまして、
或いは繰花的に流れていく虞れもござ
いますし、又いわゆるマンネリズム
の弊に陥りまして、補助金本来の効果を
達することにおいて如何かと思われ
るものもないではないわけにございま
す。なお又補助金が従来に政府依存の
弊を起しまして、企業の自主性乃至は

地方財政の自主性の上において如何か
と思はれるような影響もなくなはないよ
うな現状にございまして、これらの点
につきましては、私ども補助金制度全
般につきまして根本的な検討をして、
中央地方の財政政策の確立、又補助金
本来の目的がより多く達成されるよう
な重点的な補助金制度への移行、まあ
そういったようなことで更に検討しな
くちやならんと考えているわけであり
ます。で、今般は一部そういった意味
から全般的な検討を開始いたしました
のでございませう、何分にも時間的な
余裕がございませう、検討の結果は
必ずしも全般的、根本的なものではな
い得ないことに終つていましてござい
ますが、財政上の要請から、殊に緊
縮予算、一兆円予算というような要請
に迫られまして、本年度は取りあへず
必要と認められる措置を講じた次第で
ございまして、更に今後政府内部は勿
論、関係各方面、民間学識経験者の方
方のお知照も拝借いたしまして、この
問題を如何に処理するかということに
つきまして、一層慎重な、根本的な検
討を遂げたいと、さうに考えている
次第でございませう。

○鈴木強平君 よく御趣旨がわからな
いのですが、結局他に依存しないで行
くためには、負担金或いは補助金のよ
うなものには漸次廃止して行きたいの
だ、或いは廃止することが目的である。かよう
な結論なのでございませうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 必ずしも
これを全廃するというようなことでは

ないわけにございまして、いわば繰花
的な補助金制度に陥り勝ちなものを、重
点的なもの、最も補助を必要とする部
面に強力なる補助をして補助の目的を
達する、或いは又中央と地方との関係
におきまして、従来に中央財政に頼
り勝ちな点が何とかが是正できるよう
に、地方財政の自主化に資するよう
な方向でこの補助金制度の問題を検討
して参りたい。必ずしも補助金を全廃
するとか、大幅に整理するとか、なく
するということを最終の目標としてい
るわけではないので、目的を達してい
ない補助金につきまして整理を遂げた
い、さうな考えでございませう。

○鈴木強平君 本日委員長から、今日
の議題は特に農林に関するものを議題
とするとおっしゃいますが、特に農林
金に関するものにおいて、補助金、負担
金については重要とお考えになります
か、如何ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 農林業
は、まあいわば原始産業的なところが
少なくないのでございまして、補助金制
度を考えます場合にも、すでに農林省
関係には非常にたくさん補助金が出
ているわけにございませうが、この原始
産業という特質は、将来の根本的な検
討の際にもこれは一つの考慮すべき大
きな要素であるかと思ひます。他の部
門に比較して、補助金制度が農林部門
におきましては多く残るのが農林業の
性格から来る一つの特色ではないか。
勿論農林業につきましても、できるだ
け補助金制度を整理して参りたいと思

いますが、他のいろ／＼な産業部門に
比較すれば、農林業の場合は対象にな
るべき性格がむしろ最後まで残るべき
分野ではないかと、さうに考えます。

○鈴木強平君 非常に御多忙中、予算
もあるにかかわらず、主計局長に来て
頂いて私の質問したいというゆえんの
ものは、大蔵省関係に、農林省予算に
ついて、そのうちの補助金或いは負担
金などについて大蔵省はどんなふう
にお考えになつておられるか、今後はどの
うに処置なさるか、これは重大な問題
であると思ひます。衆議院におきま
しては、この法律案を通すに当りま
しては、当分の間というのを一年限
り、いわゆる時限法に全部改める。こ
れについて大蔵省としても、満場一致
でかように決議された以上は何かお考
えになつておられるのではないであらうか。
言葉えれば一年間の時限法であるが、
その一年間の後はどうするか、補助
金はそのまま出すのであるか、或いは
提案の中にあつたような、改めて根
本的な問題として出すのであるかど
うか。これは重要であると思ひます
が、衆議院の意思もすでに表示されて
おりますし、従つてかような当分の間
ということにつきましては、一年間の
期限を付して元に戻すというのが衆議
院側の意向でございませうか、これにつ
きまして大蔵省側の御意見を承りた
いと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 政府の提
案は当分の間ということになつており
まして、これを衆議院で一年というこ

とに修正されたのでございますが、私どももいたしましては、できればこの一年の間に、より根本的に、又は慎重な、関係各方面の御意向も網羅いたしました補助金の検討を遂げまして、その結論に基づきまして来年度以降の制度を考えたい、その結論の結果、或いはもう少し広い範囲で補助金の整理をしたほうがよろうという事になりますれば、さような趣旨で補助金制度の整理乃至は予算措置をいたしたいと存じます。或いはそれと違つた結論になりますれば、その結論を尊重することになるかと存じますが、一年間の時限を与えられましたこの期間に、できるだけ慎重な検討を遂げたい、さうに考えております。

○鈴木重平君 衆議院側の時限法にしたゆえんのは、政府提案の理由と異なりまして、今まで法律によらなければ削減できない補助金、そういうものを取上げたものについてすら、これは妥当でない。併しながら、これを否決することは、同時に本予算に關係する。予算の組替をするとは非常に困難を来たすからという事で、言換へれば法律によつて補助金を削減するものについて適當でないという見地に立つて、当分の間一年にしたように衆議院側から私は聞いておりますが、さうでなくて、衆議院側の修正した意向はさういう意味でなくて、一年の後に根本的な対策を大蔵省が出すのだ、かような意味の修正でございしたか、どうか、お尋ねいたします。

○政府委員(森永貞一君) 衆議院の修正の御意向の中に、只今鈴木委員がおつしやいましたような点も入つておりますことは、私どもも承知いたして

おります。併し他面もう少し広い範囲で根本的な検討をしなければならぬのではないか。この法律で取扱つただけの問題じゃなくて、もつとほかにもいろ／＼な問題があるのだし、もう一遍根本的に検討をやつてみたらどうかという御意向も存するわけでございまして、私も衆議院の御意向も、これは十分伺つて尊重をしなければならぬのでございしますが、もう一度根本的な検討をやらして頂きたい。まあさうな希望を抱いておるわけでござい

ます。○鈴木重平君 この法律案を我々が審議するに當りまして、今年だけの審議では補助金などは目的を達しませんが、さういふ意味におきまして根本的な対策を練るとおつしやいます。補助金、負担金などを来年度においてはどのような方針をとつて、どの程度に、例えば現在出ているところの補助金はどの程度削減する、例えば何々くらいはこうして行きたいのだ、或いは農林関係はどうであるとか、厚生関係はどうであるかというようなことを、さうはつきりしなくも結構ですが、重要なものと、重要でないものにつき先ず比率からどう程度にするくらいか、予想がなければ、この法律案の審議は非常に困難だろうと思つておりますが、大体的に見通して結構でありますから……

○政府委員(森永貞一君) 数字的に何%というふうな目途は立つていないのでございまして、むしろ予算の編成上の観点だけからでなくて、補助金制度のあり方が如何にすれば最も効果を上げるか、又中央、地方との財政の關係からいたしまして、地方財政の自主

性を強調する面と、それから中央の紐付き補助金で行政目的の貫徹を期する面と、この両方の問題がございします。か、それらの面を如何に調整配する、さういつた主として制度的な見方、根本的な見方から、この問題に臨みたい。ただ単に来年度の予算編成上補助金を何十億節約しなくちゃならぬというふうな、さういふ予算上の観点だけからでなくて、もつと広い視野で検討したいと考えておる次第でござい

ます。○鈴木重平君 この機会に、関係官庁である農林省側で、農林省関係におきまして補助金が、今年度も多数削減或いは削減せられておる。農林省側は欣然としてこれらの削減に賛意を表しておるのか。又今日私の尋ねたいことは、日本の農業政策の将来、これは根本問題でお尋ねしたいのでございします。か、例えばこの提案がどうであらうと、農林省の關係当局としてはどういうふうにお考えなんですか。かような補助金を切られても、なおかつ増産もできるし、或いは生活改善もできる。諸外国に対しても劣らない、充実した食糧増産ができるという観点に立つて、これらの法律案の改正を御提出になつたのですか。關係の官庁として、その責任のある、この法律案とは關係なくも結構ですが、お答え願ひしたいと思います。

○政府委員(堀見友之助君) 私は改良局長でございまして、改良局関係以外のことに必ずしも通じてはおらないので、改良局関係だけ申し上げます。ば、各種の補助金は、それ／＼やはり増産上或いは農業の経営安定上必要なものとして要求したわけでござい

まして、さういふふうなものの削減というものもを欣然として受けておるというふうなことは全然ございせん。この改良普及員その他の問題につきまして、これは財政上の見地からというふうなことであつて、而もそれは暫定的なうなうなことであつて、さういふうな広い視野からの判断というふうなものは、私どもの判断でなく、もう少し大きい視角から閣議その他で判断が下つたものでございします。で、我々としては勿論この農業改良助長法というふうなものを政府提案で出したものでございします。その内容等につき改変を加えるという事は忍びない立場にあるわけでございします。

○鈴木重平君 先ほど大蔵省関係は、補助金などについては、予算的措置或いは財政的関係からは見ない。もつと深く掘り下げて、その補助金によつてどのような効果が上がるかというふうな点から将来も考えてみたい、暫定的にしても恐らく考えておると思うのですが、さうしますと、現業の農林省側の意見とそこに食い違ひがございします。が、本年お出しになつたのは、これはただ単に予算的な、財政的な見地からだけお出しになつたのでございします。特に農林関係と言つちやおかしなが、ここに出ておられます復旧事業につきましては……。その点についてお尋ねします。

○政府委員(森永貞一君) 将来の検討の方針といたしましては、単に予算の面だけでなくて、もつと広い視野で考えなくちゃならぬという事を申し上げたわけでございしますが、本年度の予算の編成に際しましては、予算の面だけを考えたわけではないわけでござい

まして、その補助金が果しておる効果或いは中央と地方との事務の分担からいつて、高率補助の必要があるから、それを中央と地方との責任を明確にする意味で、二分の一にする余地はないかどうか、さういふような観点について一応の考慮をめぐらしたつもりでございまして、ただ結論といたしまして、何分にも本年は緊縮財政でございまして、農林省その他各省の切実な要望がございしましたものに対しまして、多少御不満を頂いて頂かざるを得なかつたというふうな点も絶無ではございせんのでございしますが、検討は単に予算の面だけではなかつた、その他の面につきましても能う限りの考慮は払つたということを御了承頂きたいのであります。

○鈴木重平君 この機会に特に主計局長にお尋ねしたいのですが、まあ我々は、日本は敗戦後農地の改革が施行されて以来、例えば今自由党が内閣を持つておりますが、左右社会党が内閣をとつても、日本の農業政策というものは、さう大した違つた政策をやるまいと思ひます。私自身の考え方としては、日本の農業政策は、これは各政党が年次大会を開きまして政策をきめます。併しながら、特に日本の根本的な農業政策に關しては、如何なる政党が内閣をとつて農林行政をやつても大差はない、言換へれば五年、十年一つの国是としてやつておるのではないか、かように私は考えておりますが、日本の農業政策も、例えば政党が違つたとか、總理の地位が変れば、大きな差が出るとか、根本策が変るとか、これについてのあなたの御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 農業政策という百年、千年に亘るような大政策が、その政見の相違によりまして根本的に相違すべきものであるとは承知いたしております。只今お話ししましたように、そんなに性格の変つたような政策はなかなか打出しやうがないんじやあるまいか、かように考へております。

○鈴木重平君 若しそういう考へてあれば、この法律案の中にも、特に改良普及事業につきましては、各委員からも意見が多数出ておりますし、この問題については特に審議にも日を要しております。我々もこの点は改良普及事業がまだ所期の目的を達しないのに、なぜに三分の二を二分の一にしないかやならんか、中央と地方との財政的な調整から、差額は地方にやつたというところで三分の二を切つて、そうして所期の目的を達せられたかどうか、二分の一の場合と三分の一の場合とどつちがよろしいか。同じ金を出すに当つてもそういう点について補助金というものの性格から見まして、一つどう考へておられますか、お尋ねいたします。

○政府委員(森永貞一郎君) 農業改良法は、施行以來すでに六年も経過いたしておりますし、もうすでに相當普及いたしておりますわけでございまして、一方この事業は単に田だけが責任を持つべき事業でもなくて、国と地方公共団体、地方団体が力を合はすべきものであるという点もその点も入れまして、補助率は二分の一にいたしまして、その差額は平衡交付金の方で補えらる、さうなことにいたしたわけでございまして。この種の問題につき

ましては、実は異つた二つの極端な議論があるわけでございまして。一つの議論は、この補助金を完全な紐付にしたほうが行政目的が達せられる。もう一つの観点はできるだけ紐付を廃して地方の自主的な財源を強化し、地方の自主的な責任においてやらしたほうがよい、その異なつた二つの極端な観点があるわけでございまして、私どもは現段階におきましては、そのいずれの極端をも廃すべきであるというやうな考へ方をいたしてゐるわけでございまして、結局補助の限度をいたしましては、国は半分ということで、半分は自主財源ということが現段階に最も即したものでないか、さうな考へ方をいたしまして、この結論に到達いたしましたわけでございます。三分の二を二分の一にいたしました場合に、事業目的を達する上において効果が減るじやないかというやうな話もございましたが、これは府県知事の考へ方によりましては、さういふ心配は絶無でもございまして、併し府県も又自己の管内におきまして農業改良事業につきましては、非常に熱心な積極的な意を保持するべきでございまして、又平衡交付金法その他地方団体に対する指導の上におきましても、十分さういふ指導ができるはずのものでございまして、この補助率を二分の一に下げましたから直ちにそれだけの効果が減るというやうなものでもないのではなか、さうに考へる次第でございまして。

○鈴木重平君 すでに施行されて六年になつてゐるから、いい加減いいのじやないか、それからこれは中央だけで面倒を見なくても勿論地方でやるの

がよいのじやないかというように聞えますが、勿論これは中央が金を出しても地方でやらなくちやいかん。併しながら、農業改良普及事業が果して所期の目的を達したかどうか、今が重大な時期であるかどうかということは、これは改良局長は勿論でありましようが、大蔵省においても認識されたいと思つておつた。若しおらない場合があるかと考へまして、特に主計局長のお出でを願つたのですが、私の調査した範囲では、一体日本の農家の総人口は幾らかという、御存じの通り二十五年に八千三百二十万に對して、農家人口は三千七百八十一万人で、四五・四割でございまして。全人口のやや半分を持つてゐる。併しながら日本の総人口は毎年百三十万から百四十万殖えて行きます。併しながら農家人口は二十五年から六年、七年を経て八年に僅かに九万しか殖えていない。二十五年に三千七百八十一万であつたのが二十八年に三千七百九十万にしかなつていない。ところが日本の総人口は八千三百二十万から八千六百三十万に殖えてゐる。農民についてやや氣を許せば、農村人口が減つて行く重大な危機があるのじやないかと見てゐる。而も農家の耕す耕地はどうかと言へば、御存じの通り日本の全土に對して僅かに一三・五割に過ぎない。如何なる外國を見てもそんなに少い耕地を持つてゐるのは日本だけだ。而もこの中には多くの引揚者が入つております。決して都市だけでなく、むしろ農村関係が如何にして人口の過剰、引揚者を包含して行くかという大事なところに來てゐると思つた。ところが入植関係を見ても、終戦後から今までは入

植関係は合計では二十二万三千戸入つております。而も今まで六万二千戸が離脱しております。なぜ六万二千戸も離脱したか、如何にも農業が苦しい、都市との經濟關係が非常に苦しい、さういふ立場から農業關係に入つても三分の一も離脱してゐる、現在では十六万しか残つていない。さういふやうなときですから非常に大事であらうと思つたのです。改良普及事業というところは……さういふ観点に立つて、国がもうやや助成の目的を達した、中央と地方との財政を一樣にする意味において二分の一にして行くということであれば、一般農民及び世間の見方は、普及事業も一旦用を達したのだという考へ方になるのじやないか、こんなこととて、主計局長はなお二十三年に施行された普及事業は六年を積み上げたから、もはや十分であるという考へてあります。

○政府委員(森永貞一郎君) 農業改良事業はもうこれでいいのだということ申上げてゐるわけじや決してございせん。六年も経ちましてその重要性につきましては一般の認識も高まり、各地方団体における重要性の認識も十分徹底して來た、そこで今までは三分の二の補助で紐付き、残りを地方財源というこにいたしておりました。が、国も地方もこの仕事の重要性を認識して責任を分つ意味で國は二分の一、その残りは地方財源に任ず、これは國も地方団体もこの仕事の重要性を認識して、この問題に一層責任を感じられ努力をして行く上においてより適当な制度ではないか、さうな考へ方

をいたしておるわけでございまして。決して農業改良普及事業の重要性を、もうこれでよろしいのだとかというやうな考へ方はいたしてゐないことを御了承頂きたいと思ひます。

○鈴木重平君 この機会にお伺ひしますが、一体都市における産業の何と言いますか、収入と言ひますか、産業関係の賃金と、農村における賃金との差は一体どのくらいになつておりますか。補助をするとか、或いは負担をするとかということは、都市と農村との經濟状態が全然そこに差があるので止むなくやつてゐると思つた。さういふ点について、どのようなところへ來ておりますか、都市の賃金と農山村の賃金とは……。

○政府委員(森永貞一郎君) 具体的な賃金などの程度に關しては、只今正確な認識を持つてゐないのでございまして、先ほどもおつと申上上げましたが、さうに、農林業はいわば原始産業でございまして、従ひまして農業、林業等の經濟力は、都市関係者に比べればどうしても經濟力が低いわけでございまして、その意味で農林業に対する補助は他の工業に對する問題よりも一層切実な要請である、従ひまして補助金制度等の全体を考へます場合にも、農林水産業につきましては重点的に考へなかつたらん、さういふ考へ方をしていることは先ほど申上上げた通りでございまして。その認識の基はやはり農林水産業の經濟力が低いということに基いておることは申すまでもありません。ただこの補助は農林に對する補助ではないわけではございまして、申すまでもないわけではございまして、地方公共団

体に対する財源を紐付の補助で見ると、自主財源で見ると、そういう問題でございます。従いまして直接農民に對して補助を打切るとか何とかという問題ではないわけでございますので、その点も併せて一つ御了承を頂きたいと考えるのでございます。

○鈴木強平君 ただ先ほどおっしゃる通り、あなたの言うのは普及事業がもう六年経つたし、適当な時期に來ているというふうな考えだから申上げるのであつて、我々の調べたところでは、農業と全産業の資金関係は、全産業は二十八年六月が男女平均七百十四円になつております。而も農業は男女で平均二百五十七円、三六%にしか達しておらない、ここに国家が補助政策を当然すべきなんです。しなければ農民はやつて行けない、而もさつき言つた通り全土の僅か一三・七%しか持つておらない。言換えるならば、一農家は今日では一町を耕やすことができないで、八反九畝しか耕やして行かない、そういう情勢下にあつて生活は困難になる、而も限られた土地を立体的に利用して行かなければならぬ。これはもう一番大事なことは改良普及事業であらうと思ふ。そういう一番大事なものを取上げて、財政的見地から或いは緊縮的な予算の編成の考えから、地方に委譲したつて差額が出るのだから同じではないかという考え方は非常に違つて來るのです。国家がどこにウェットを置いてゐるか、三分の二出したものを二分の一に減らして、將來の調整の上においては二分の一になつてしまふのじやないか、こういう観点に立つておるので、この間なんか、我々のほうの委員会では、関係の参考人秦さんが

述べた中には、何か若し日本の稲作でこれを割つて見れば、二十九億の各県市町村もまぜた全土の改良普及に對する助成金は、これを稲作に合せたら僅か百三三円にしかならない、一反歩にしまして……而も一反につきましては千分の五%にしかその費用は當つておらない。そういうふうに言つておられます。これを一家の農家なら五百四十五円にしか當つておらない。年間通じまして助成策の金額が、そういう観点から立つて如何にも改良普及事業は二十三年に発効されたということで、今度は中央、地方との財政調整で二分の一に減らしてゐる。そうして將來は二分の一という建前をとつて行くといふことになつたら大変だと思ふ。この間も農林関係におきましては、海外移民問題につきまして、今度は外務省が移民局を作りたい。去年は参議院に出したが削除された。今年はどう一度出したといふので近く出すそうであり

ます。今までは移民局でなくて、外務省の中に移民課があるだけで、欧米局に……。海外で農業移民が成功しておるが、例えばブラジルのサンパウロにおいては三十五万の人が五億二千万ドルの稼ぎをしております。毎年日本には五十億円の金なり、品物なり、いろいろな意味でそれを送り歸して來ております。何というか、国内への送金であるとか、或いは必要物品を貿易にして買上げるとか、或いは船賃であるとか、あらゆる面で五十億円を送り歸しております。たつた三十五万の人々が……。今大きな政策は日本としては食糧増産もありましようけれども、同時に又海外の大きな問題であらうと思ふ。優れた人格と技術のよい日本の農

家ができれば世界各國は本心に心から待つてゐるのです。そういうよい人が行つたブラジルのサンパウロあたりが、かように成功して毎年五十億円も日本の助けになつておる。従つて海外に聞かなくても、今までは日本は苦しい農家へ三分の二の補助をしたが、二分の一になつたといふのは、海外の移民にも大きな影響をもたらすと思ふ。三分の一が二分の一といふことで、これは中央と地方の財政調整というだけで糊塗する問題じやないと思ふのですが、そういうことはもつと大きく世間は見ておると思ふますが、その点は如何ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) そういうふうな考え方、そういう見方も確かに一つの見方であらうと思ふますが、私もこの農業改良普及事業というのは、國も勿論重大な責任がございしますが、國だけでなくて、やはり府県も相當にやはり力を入れて行かなくてはならぬ問題である。その両方が責任を分かち合うという態勢で臨んだほうが、より一層この目的を達成し得るのじやないかというふうなふうに考へておるわけでございます。そういうふうな観点から、國家の補助は二分の一、府県が補助を三分の二を持ち、その残り等につきましては、自主財源を十二分に考慮する。そういうふうな考へ方を持つわけでございます。その間の事情をよく御説明頂きますれば、何國が農業改良普及事業に對して不熱心なのじやないか、まあ海外移民等に對する影響の問題も話がございますが、そういう面に對しても、どうかこの真意を十分わかつて頂きまし

て、心配のないようにして頂きたいものと考へておる次第でございます。○鈴木強平君 國が三分の二補助するといふのは、國が二分の一補助するといふのは、受け方に非常に差があると申す。我々が例えば乞食に金をやつても、たつた一錢ばつとやつたのじや乞食は取りません。慰めて一錢やれば、これは一錢は十円に及ぶといふことで、金の出し方によつて精神的な関係が非常に多いと思ふ。特に農村の仕事というのには、星を仰いで出で、月を見ながらの、町とは全然生活が違うのです。そこには農民魂といふものがある、農民精神がなければいけません。これは日本の農村だけじやありません。そういう点に立つて、た数字上で三分の二から二分の一になつたといふ関係だけでこれを見たら大変なことだと思ふ。若しそういうことであるならば、この法律案を作つた当初、二分の一でよかつた。何も三分の二にしないでよかつたはずだと思ふ。例えば地方財政にそれだけの負担を持たせよかつたので、なぜ三分の二にしたかといふこと、その点にあると思ふ。そういう点について精神的な非常の影響を及ぼすことについては、大蔵省はお考へになつておりません

○政府委員(森永貞一郎君) 只今おつしやいましたような考へ方をされるかたもあることは、まあそれも一應の考へであることは、先ほども申し上げました通りでございますが、この補助金政策をとりました私どもの根本的な考へ方を繰返して申上げるわけになるわけでございますが、これを周知徹底させるべきであらうか、なおその点に關連して、それと初めからな

三分の二でなくて二分の一にしないかつたのだといふようなお尋ねでございます。いたしましたのが、これは初めこの制度の施行当初は、各府県もこの重要な認識について十分でなかつたのじやないか、そういうときには、そういう創設に際しましては、まあできるだけ紐付の補助で行くことも止むを得なかつたのだと思ひますが、だん／＼この問題の重要性の認識も徹底して行くに従つて、國と府県が責任を分つというふうな考へ方になつて行くのが當然であらうと私どもは考へるのでございます。実は補助金についての各省の考へ方は、あらゆる補助金についてできるだけ紐付の範囲を減らしたい。始終そういう要請があるわけなんです。それに対して府県知事の側、地方自治庁の地方財政面の考へ方は、できるだけ自主財源を殖やしたい、その意味から紐付の補助金をできるだけ減らして、むしろ財源を見ても、その二つの考へ方がある。私もその両極端のどちらにもくみしないで、まあ中庸を歩いて行くのがいいのじやないかというふうな考へ方に立つておるわけでございます。私どもの考へ方につきましては、いろいろ繰返し、繰々申上げた通りでございますが、この問題をこの一年間に再検討するに際しましては、勿論広く皆さん方の御意向も十分承りまして、全体としての結論を得るにおいて万全を期したいと、さうに考へておる次第であります。

○鈴木強平君 今のお話で、都道府県がそういう希望があるといふことは、今初めてあなたから聞きました。都道府県の中には農業県もあれば、産業県もある。だから紐付きで寄越しても

らわんほうがやはりよい。まあそれについて県が実際の農協なり、町村などに対して仕事の面倒を見る場合にやりよいのじやないかと思う。勿論県としては三分の二を主張している。それからもう一つ国家の再建、大きな言葉でございすが、日本の再建で一番重要なことは、如何にして人的配置をよくするかという点であろうと思う。この頃は我々が一生懸命になつて自分の子弟を立派に育てて、大学を出てどこに行くか、營利を目的とする銀行とか、或いは貿易会社とか、その会社が少し歴史を持つておつて老舗であるならば喜んでそこに入る。その競争は百人に對して何人しか入れない。苦勞してそこに入つてみたい。そこに日本の全産業でゆがめられておる。一番大事なこと日本人の魂を持つておる農村に立派な技術員が入らなくちゃならない。その技術員を入れるには、そういう面で、国の意思で改良事業があるのだということならば一般の人間が入つて行くと思ふ。社会からも尊敬されますし、本人も精神的な強さを持つてやつて行ける。こういう観点からいつて三分の二を少くして二分の一にしたという、而もこれはさうな趣旨であるから説明して頂ければわかるからというが、内閣には広報機關を作ることとを許さない。私たちがそんな細かいことを我々が説明して歩くわけには行きません。国が強い意思を持たなければこれはできません。日本の農業政策は十年、二十年同じ政策なんだというやうな大きな観点に立つてこそよく行くのじやないかと思ふのであります。私はこの間ドイツに参りましたときに、ドイツの目覚ましい産業復興は何から起つたのか、これは農村から起つたのです。決

して産業を自身自身が興きたのじやなくて、御承知の通り、ドイツあたりは非常に土に親しみたいものが非常にドイツではある、土に親しむうちから人間魂を作り上げて来てる、そういう点から、だからこの間行つたとき、どうしてドイツは産業復興が目覚ましいかと聞いたところが、これはやつぱり農業魂から入つて来たのである。今、日本で一番大事な農業政策をまさに捨てんとしておるのですよ。あなたは非常に御理解あるやうでございすが、かような法案が出ることは、日本が農業政策について関心が薄くなつたと見ざるを得ないと思ひます。ドイツにもあの例のマーシャル・プランにおいて、四十八年の遅くですか、五十一年までの間にも出た二十二億ドイツマルクのうちで、そのうちで一四％は農業関係の資金ですよ。一番多く出たのが一七％の電力関係ですが、あとはいわゆる石炭の鉱業、或いは商業関係も遠く及ばないところの金が積みあつて農業に先に落ちて、それから工業に、いわゆるドイツ魂が入つて来たということを言つておられます。而もその多額な二十二億のうちから出ておる三億マルクのうちでは大部分が補助金です。而もその補助金のうちで一番大事な補助金は何かというと、改良とか、改良普及とか、教育とか、研究、これに五〇％を補助金のうちに使つております。これは我々事新らしく言わなくても、最近ドイツが問題になつて日本にいろいろ資料をとつておりますので、大蔵省あたりのかたも或いは御座になつておると思ひますが、その補助金は今言つたやうな指導関係の補助金の五〇％以上を占めておる、全補助金のうちで……。

そうして一年、二年では役に立たないが、五年、十年のうちに本當に立ち上るものを作つて行きたい。そういう考え方で補助金を重視しております。特に補助金のうちでも指導関係の補助金を重視しておる。この改良普及は指導関係の法律であるのだ、こういうやうな重要なものを第一排除する補助金の法律の中に入れたというところについて私自身非常に不満なんです。入れたこと自身においてこれは何かしら農林省が意気地がないのじやないか、でなければ大蔵省が農林政策に御了解がないためにかやうな法律が出たのじやないかと私は思ふのです。こういう点について大蔵省が農業政策をどのようにお考えになつておるか、もう一度一つ本當の話を聞かしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(森永貞一郎君) その前に、先ほど都道府県知事のことを申し上げたのですが、これは補助金制度一般について都道府県知事の問題、地方財政行政の方面にはそういう考へ方がありたいことを申し上げたわけでございます。それは地方制度調査会の審議の経過にも出ておるわけでありまして、特にこの農業改良助長法の問題について都道府県知事がどうという話ではございせん。一般的な話でございせん。その点を御承知頂きたいと思ひます。それからその次の問題、これは大蔵省でもお出で頂いてお話を申し上げなかつたやうなところでございますが、私も農業政策の重要性はこれはもう十二分にわかつておるつもりでございます。ここ数年來の予算のできた結果を御覧頂きますと、そのことは十二分に窺えるのではないかと考える次第でございます。本年度の予算におきましても、一兆という極めて緊縮した形の苦しい予算ではございまして、それでも食糧増産の予算は前年度を下廻らない、若干極く僅かではございますが、上廻るというやうなところへ来ておるわけでございます。農業政策の重要性の認識におきましては決して人後に落ちるものではないわけでございます。この補助金整理をやるにつきます。先ほど農林省が意気地がなかつたのではないかと、或いは大蔵省が独断専行したのではないかとのお話もございまして、農林省はこれは実に切実に現行制度を維持したいというお話が續々ございまして、私もそれに対して先ほど来申し上げておりますやうな意見を申し上げまして、結局は農林省も非常に御不満ではあつたかと思ふのでありますが、緊縮予算の前にも當分の間暫定措置として止むを得ないというやうな形で落着いたわけでございます。農林省は勿論、私もどもいたしまして、決して農業改良事業をないがしろにするつもりはございせん。無論農業政策の重要性の認識におきましては、御心配のないやうに十分心得ておりますし、又今後も勉強を重ねて行くつもりでございます。その点は一々御安心頂きたいと思ひます。一々先ほど申し上げておりますやうに、中央と地方との責任の分担、中央、地方の財政の調整というやうなことから行なつたわけでございます。これを以て直ちに農業改良事業を輕視しておるというふうにお考えにならないように是非お願いを申し上げます。

○鈴木平君 我々が質問するとき、むしろ大臣でなくて局長にお願いしたいというのは、大臣は今日でなくとも、或いはいつかかわからない。併しながら大蔵関係の官吏の方々は長年そこに生活の根柢を置いて、腹の中から頭の中まで全部大蔵関係でしみ込んでいるのです。従つて如何に大臣が出て来ても、大臣の政策はなか／＼完全に行われるものではない。だから主計局長の意見を聞きたかつたので実はお待ちしておつたわけでありまして。それは今のお話を聞きますと、決して輕視しない、而も重視しておるという考へであれば、なぜにかやうな要望が多々あるにもかかわらず、三分の二と単なる地方制度調査会の報告があつたとか、ないとかいうことで、専門でない者の意見を徴して、そして農業政策に根本的な改廢をする、三分の二を二分の一に減らすというところは……これは如何にして国の意思を地方に滲透するか、又県の意思を町村に滲透するか、その行き方がはつきりしないことになる。ですからこれについては十分にお考え願ひたいと思ふのです。ついでにこの機会にお尋ねしておきますが、この法律案の中におきまして、都道府県の要する経費について三分の二、或いは二分の一を渡すということになつておりますが、「要する経費」ということについて、ほかの同僚議員から再三質問があつたと思ひますが、一体「要する経費」ということについてはつきりこれは経理に属しておるのでございしますが、あなたのおつしやる通り三分の二を出すというけれども、實際においては二十八年度においては四三％、二分の一になつておらない。而も出す

べからざる町村、それが一、%出して
ある。県は国の比率の二分の一以外に
二、%余分に出してゐる。そこに非常
な食い違いがある。これは二十三年、
先ほどお話ししたように二十三年以来六
カ年間も改良普及事業については毎年
度予算を組んでおつた、地方からも資
料が集まつてゐる。他の関係はいざ知
らず、いざしくものを研究、教育或
いは普及する立場の法律案が、その経
費については何か大蔵省と農林省との
間で基準単価を出してやるのであつ
て、実際問題としては当らないといふ
ようなことは何にしても納得ができな
いと思ふのです。従つて「要する経
費」といふものについては、「経費」と
は何を言うのだから、それを先ずお尋
ねいたします。

○政府委員(森永貞一郎君)「要する
経費」といふ表現でございますが、こ
れはいわゆる予算補助でございます
ので、結局要する経費の基準を、何
かの基準をきめちやならんわけで
ございます。その基準でこのぐらゐの
費用の事業といふことを見まして、そ
の経費の二分の一といふふうなことで
実施して参つておるわけでございま
す。その場合に員数であるか、或い
は給与の単価であるかにつきまし
て、一定の基準を設けて積算をいたし
ておるわけでございまして、現実には
その基準よりも余計の人を雇つておら
れる、非常に熱心な府県では員数を超
えて人を雇つておられるというよう
なこともございまして、又予算積算
の基準になりました給与単価平均で
ございまして、その平均よりも高給な人
を雇つておられる、余計雇つておられ
る、そういうようなことからして、実

績として都道府県が使用いたします金
は、補助金の積算の基礎になりました
経費の金額よりも余計になつたため
に、補助率が三分の二とか、或いは二
分の一にならんような場合もあるう
かと存するものでありますが、これは予算
補助という建前をとおつておるもので
又、又予算補助の方法しかとり得ない
と思ひますが、或る程度は止むを得な
いではないか。勿論その積算の基礎
にいたしておる基準につきましまし
て、それが今日の事態に適合しておる
かどうかといふことにつきましまして、
これは私も再検討をするに否か
ではないわけでございまして。現にベ
ィス・アップ等につきましては、これは
勿論他の公務員のベィス・アップと歩
調を合せまして給与の改善、給与の総
額の増額をして参つておるわけであり
ます。但しその基準につきましては、
勿論今後の問題として検討をする必要
もあるうかと存じます。予算補助とい
う建前をとおつておる関係上、的確
に二分の一とか、三分の二というよう
な場合ばかりではなくて、でこぼこが
あるといふことは、これは法律上止む
を得ないのではないかと考える次第で
ございまして。

○鈴木強平君 これはまあ衆議院でも
大分論議されて総務部長からお答えが
あつたことを聞いておりますが、これ
は提案の理由の中にも適当な措置をと
るということを言われておる。私は適
当な措置をとるといふことは、かよう
なものの見方によつては補助金の額が
違ふ、実際額と違ふといふことは、い
やしくも緊縮予算を立てて財界初め各
界の合理化運動をさせながら、みずか
らの財政関係においては何らの合理化

がないといふことは許されないことで
あると思ひます。ですから私の考え
では、後日適当な処置を講ずるといふ
ようなことの提案理由の中にある適当
な措置の中には、明らかに地方の要望
と相マツたところの資料が出てい
るはずですから、それに即つて大蔵省
はその予算額及びその配付額について
ははつきりしなくちやならんと思ひ
つております。これは本當に許されん
ことだと私は思つております。特に
ような指導関係の手算において、これ
はあなたがその基準をお作りになつた
のか知りませんが、何かそれは政令と
か、何か出てゐるのですか、先ずそれ
をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 補助金全
般に通ずる問題でございます。予
算補助という建前から申しまして、直
ちに実績そのまゝをカバーするという
ことになりまして、膨大な財政需要の問
題も起つて来るわけでございまして、
又改良普及事業のみを特別扱いにする
かどうかといふことも問題が存するわ
けでございます。さういふいろ／＼な
問題が存するわけでございまして、来
年度の予算編成に當りましては、その
問題につきましまして極力検討いたしま
して、一歩でも合理的な線に持つて行け
るよう努力することに否かではござ
いせん。

○鈴木強平君 これがお話の通りが実
際と相マツたすればまだ許さるべき問
題だと思ふのです。さうですね。三分
の二が三分の二で、二分の一が二分の
一であらばいいのです。如何なる基準
をお立てになつても……。実際問題で
は三分の二は二十八年においては四
三%にしかならん。而もその四三%に

しかならんといふのは農林省が認めた
経費、言換へれば法律案によつて毎年
都道府県は経費の予算書を出すことに
なつておる。その経費をちやんと講
たもので四三%にしかならんといふこ
とでは余りにもひどいぢやないか。だ
からこれは今ここに法律が出ておるま
すから、改良普及事業について聞くの
であります。勿論補助金については
勿論さうでなくちやならんと思ひま
す。ところがさうぢやなくて、みずか
らの官庁を、みずからの仕事を合理化
しないで、さうして各界に向つて合理
化運動をし、日本の貿易も産業界も
を大声かけながら、政府みずから何ら
してない、だから私もいたしま
しても、今出ています法律案について
は、これは実際に要する二分の一であ
るという御答弁があればこれは大いに
私どもも意を強くいたします。如何で
しょうか、この程度のことについては
さう認めるということ、この法律案
については如何ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 先ほども
お答え申し上げましたが、これは予算上
の補助でございます。予算上の補助
の対象になる経費におきましては、給
与単価、員数等につきまして一定の基
準を以て臨んでゐるわけでございま
す。これに對しまして各府県様々な実
情がございまして。その通りその範囲内
でやつておられるところもございま
す。或いは非常に御熱心なところ、或
いは財政力の豊かなところでは、員数
も頗るやし、高級者も余計抱えるとい
ふようなこともなつてゐるわけでござ
います。平均いたしまして何パーセン
トになりますか、これは各都道府県様

様な事情によるのでございまして、こ
れは一律に二分の一というわけには参
らないのではないかと、予算補助の建前
から言つて機械的に二分の一というこ
とにはなか／＼参らんのではないか、
但しその予算の積算の基礎になりまし
た基準におきましては、先ほども申上
げましたように、できるだけこれを検
討して、一歩でも合理的な面に近付け
るという努力をしたい、さうに考え
てゐるわけでございまして。

○鈴木強平君 その割当基準というや
つは、何か法律第十六条の二に、土地
に對してどうであるとか、人口に對し
てどうであるとかといふような或る段
階が付いて出てゐる。而も普及員を採
用するについては、非常に細かい厳重
な普及員採用についての規定がありま
す。併しながら、それらの生活の面倒
を見たり、いろ／＼の普及関係の指導
をする面については、はつきりした経
費、内容が政令にも省令にも載つてお
らない、そこに大蔵省がいつてもやり
いようにできてゐる、やりいとい
うことは却つてやりにくいのぢやない
かと私は思ふのですが、今度のものに
は、さつき言つたように合理化運動を
大蔵省が先にやつてくれという立場か
ら、経費などについて来年度より遅く
なくお考えになることがございませ
んか。

○政府委員(森永貞一郎君) 今まで繰
繰申上げてゐることを繰返すことにな
るわけでございまして、予算の要求査
定、これは各省い／＼な事情がござ
いまして、まあ非常な複雑な経緯を経
てきまつてゐるわけでございまして。必
ずしも各省のほうもまあこれで足り
りといふようなところではなくて、多少

ふつかけた要求をされるというふうなところもございまして、そのいろ／＼な違つた状況に処して、できるだけ公平にということをやつて参つてゐるわけでございます。それにはやはり或る程度基準みたいなものも必要になつて来ます。給与単価等につきましても、やはり一定の基準によつて処理しなくちゃならぬということになるわけでございます。今後は予算編成に際しまして、多少そういう画一的な基準によつて処理して参るということはどうしても必要だと思ひますが、お話のございました点につきましては、来年度予算編成に際しまして十分検討を遂げたいと思ひます。

○鈴木強平君 いろ／＼大蔵省から御意見を聞きましたが、非常に大蔵省側は農業政策については御理解があつても、私共は思ひます。何といたしまして、日本といつたしましては食糧の自給をしなければなりません。自立的な自給をしなければなりません。又、資源振興のために今度新しい略農振興法も出て参りましたし、或いは有畜農家創設法も去年出ております。只今も横川委員とお話しましたが、日本が単に米を食つて生きる考えであつたら決して日本の食生活もでなければ、農業政策は立つて行けないという観点からいへば、問題が含まれております。又入殖地が今後なお増進されなければならぬし、同時に海外農業移民を考へなければならぬ大きな問題がたゞございまして。特に改良普及事業につきましては一層の認識を高めて頂きたいと思ひます。なお、改良局長に望みたいのですが、この間も農林大臣が、自分からは全くできるだけの努力をした

のだというお話がございましたが、できるだけの努力をしたのだが、結論がよくなければ決して農民は承知しません。今度の農業政策の一環をなす大きな改良普及事業について、これらが三分の二から三分の一に訂正される、又関連する法律によらざる補助金や、或いは又負担金の削減なり、削減が相当ある、こういう点について農民は勿論農業に關係する人々は、一体農林省が仕事をやりながら、大蔵省のほうで何か遠慮されておるのではないかと、緊縮予算の際こそ農業政策は根本が取上げられなければならぬと思つております。こういう点について改良局長の御意見をこの際承りたいと思ひます。

○政府委員(堀見友之助君) 農林省としての御返答は私の任でないのていたしません。改良局として、事務当局としての努力としては最後までこの点については争ひ続けたわけでございます。これは非常に最後の段階で財政上の理由で、今年は非常に逼迫してゐる、又数年間それが続く見込みであるというふうな意味で、財政上の理由で削減を受けるおるわけでございます。事務当局としては、財政上の見地まで包括した大きな方針を決定するというふうな立場にないわけでございますので、まあ我々のその折衝に關する限りにおいては最後までこれを聞いております。

相当増額されてゐるのを見ております。物価の値上りから見るとまだ／＼増額してもらわなければならぬ時代ですが、相当増額された。これに對しましては、私大蔵省が、農林省關係のみならず全般の試験施設に對して相当理解を深めてもらつておるということを楽しんでおります。先ずこれはお礼でございますが、この補助金の問題については、相当勿論圧縮或いは削減するものもあると思つておりますが、併しこの今の農業界の現状から申しまして、農業關係の補助金、特に今問題になりました普及員の補助金、これは現在の農業の状況、日本の食糧増産の急を告げているこの現状から見て、ますます拡張せなければいかんじやないか。先般も千葉へ行きまして普及員の活動状況を見ておりましたが、勿論現在の少数の人間で、あの切詰めた施設でこれを活用して十分な仕事をやつておるところを見て参りましたが、現在の状態はこれらの委員会にもちよいちよいと申出ておりますが、今の普及員は十分でない、途中で切れてゐるじやないか、三カ町村或いは四カ町村に對して一人ぐらいの恰好で末端まで行つていない。まだ／＼増員せにやいかんじやないかというのを感じておるのであります。大蔵省としてどういう工合に現在の農業普及員の配置に對して考へておられるか、増員を要すべき時期じやないかと思つてゐるのです。

○政府委員(森永一朗君) 率直に申上げまして、私自身その問題につきまして非常に勉強をいたしてゐるわけではないのでございしますが、まあ今までは農業改良助長法の施行に對しまして、相当熱意を以て成果を望んで参つたわけでございます。その熱意を今後とも持続することにつきましては私どもとしても全然同感でございます。具體的な農業改良普及員の員数を更に増加するかどうかという問題になつて参りますと、まあいろ／＼な關係がございまして、こゝではちよつと即答をいたしかねるのでございしますが、今後の問題につきましては、農林省当局とも十分相談をいたしたいと存じます。なおもう一つの観点は、員数を殖やすというよりも、農業改良普及員の質を更に強化して行くという面もあるかと存する次第でございます。その意味で例えば給与単価等につきましても、先ほど来申上げておりましたように、今後十分なる検討を加へる必要はある、さように考へてゐる次第でございます。

○上林忠次君 それに關連いたしました、改良局長にもちよつとお尋ねしたいのですが、今の普及員のあの組織で、現在の農業政策を末端まで浸透させるためには勿論十分ではない。そういう点、人数におきましても、或いは質の向上におきましても、どの程度やらなければならぬかというふうな目標と、現在のままで行くか、何かもつと現在の員数を活用する方法もあるのじやないか、例えばオートバイを全部持たせる、或いは一部の人間に持たせる、そして活動を強化するという点もあると思ひますし、或いは講習をやる、研修をやる研修施設をもつと強化するといふようなこともあろうと思ひますが、その二点を改良局長からお聞きしたい。

○政府委員(堀見友之助君) 普及員の活動能力を高める意味において、オートバイとか、或いはそれに代るような交通機関を持たせるというふうなことはいいことだとは思ひわけですけれども、すべてがやはり財政との脱み合せの状態になつておりました、本年の予算等においては、従来から予算折衝上何年か一週自転車を買替へるというふうな話になつておつたもので、それが、今年の状況ではその予算も出せないという大蔵省のお話でございます。それで修理費もほんの一部、こういう形になつてゐるのであります。オートバイというふうなものに至つては、今の財政状態では到底出せんのではないかと、そういう財政の状態にあると申しておられる状態でございます。研修施設等については、できるだけの予算を組む必要があろうというふうな思つて、或る程度本年度の予算については増額をしてもらつてゐる、こういう状態、これはます／＼強化する必要があると思ひますが、本當のその技術員のレベルを上げるというふうな点から申しますと、單なる講習、講話、印刷物の配布だけでは不十分でございます。ですので、農業については、飽くまで私は現場における十分な技術の訓練というふうなものが必要であらう、こゝ思うのであります。現実の土地において、現実の土壌において、現実の土壌においての作物の生育状態というふうなもの、と関連しながら技術を上げて行く、そういうふうな点についてはなお予算的に十分でございます。

○上林忠次君 員数として現在まあ一万二千程度の間でやつておる、而も

生活改良普及員のほうは少し足らんのじやないかというふうな気持ちもいたしますし、どの程度増員すべきか、この刻下危殆の生産状態にあつて、いろいろ施設を使いまして増産の活動をやつておりますが、私の普及員の充実というところが一番簡単な、効果を上げる近道じやないかと考えておりますので、農林省で人数においてどの程度の施設を拡充したらいいか。

○政府委員(増見友之助君) 理想的なことを申しますれば、やはり末端の市町村においてどれだけの仕事ができるかというふうなことになるかと思ひます。この改良助長法においては、これは国と都道府県とが協力してやるといふふうなことに規定されておりました、末端の市町村のほうにおける問題は、ここまでは規定されておらないわけでございます。末端の市町村段階における受入態勢のほうの整備の状態とこれとが関連を持っておるような状態にあります。現在の末端の受入れのほうの側の力というものは非常に弱くて、例えば主要農作物種子法であるとか、耕土培養法であるとか、その他町村のやるべき仕事というふうなもの、かなりな仕事があるわけでございます。ところが、そういう部分については十分な職員は配置されておらない、こういう形になっております。これは府県の職員でございますし、町村々々を責任を持つて担当しておるというふうなわけではないものでございまして、その点ではあるかと思ひます。そういうふうな部分の職員につきましても、技術的な問題を処理する場合に、果して町村町村に一人おるということが適当で

あるか。そういう人たちの技術の向上というふうな点から言つて、そういうふうな形が適当であるかどうかというところ、そういうふうな点についてはやはり或る程度まとまつておるほうがよからうというふうな考えられておるが、一つの問題として、市町村のほうのそれに対する受入側のほうの組織の整備如何という問題があるわけでございます。それからもう一つは、やはり何と申しましても、いろいろな仕事をやつて行く場合に、末端の市町村段階というふうな問題になるわけでございますが、それについてはやはり市町村合併というふうなもの、数字的にはこれらの経過等も見まかせと、はつきりしたことは現在私らのほうでは断定的に申上げにくく、こういう状態にあるわけでございます。

○上林忠次君 現在の施設も十分にやらないので、十分な成果を上げるにはまだ拡充しなくちゃならないということ、大蔵省のほうも了解されておるし、農林省も勿論計画しておられるというのを聞いておりますが、それでは先ほど話が出ました、今の補助金ですら所要経費の四三〇で、三分の二には行つておらん、あとは全部村で持つておる分もあるし、果が独自の財政で賄つておるというふうな状態で苦しむ、而も人数の少い組織でやつておるというふうになりますと、これを活用するために、まあ活動に要する自動車も買えないというところになります、質の向上ということになります、何かして質の向上に対して大蔵省はこういうふうなことをやつたらどうか、

○政府委員(森永貞一郎君) 現在は補助職員(森永貞一郎君) 現在は補助職員の給与と車、これはまあ事業の性質を考へないで全部一律に考へておるわけでございます。その同じ補助職員の中でも、高度の技術的知識を要するものと、然らざる事務的、機械的な事務に従事するものがあるわけでございます。まして、場合によりましては、それを少しくだいて、補助職員の仕事の性質に応じていろいろ分けて考へて行く、そうしますと、従来よりもより高度の知識を要する補助職員の採用に不自由が全然ないとは言えないかと思ひますが、資するところも出て来ようかと思ひわけでありまして、そういう面では早速研究をしてみたいと思つております。

○上林忠次君 普及員の組織がまだ弱体な点から考へまして、普及員の質の向上は勿論必要ですが、員数も必要であります。これに補助として農村に中堅の耕作者を作らなければならぬ、中心となる耕作者を作らなければならぬ。この普及員の補助となるような農村の優秀な技術を持つた者を作ること、これが必要だ、こういう工合になりますと、やはり講習施設というものが必要になつて来る。そういうふうな連中を養成して、これを中堅として農村の末端の指導をやらせる。これと普及員とコンネクションを付けてうまくやるというふうなことが必要になつて来るのですが、それについては大蔵省は財源のほうにこういうふうな施設をやつてやろうというふうな考へがあるかないか。

○政府委員(森永貞一郎君) いずれにいたしましても、来年度以降の問題になるわけでございます。来年度の予算のことはちよつと今から何とも申上げのわけに行かないのでありますが、農林省の御意見も十分伺ひまして、農林省からお話があれば御相談に乗りまして、来年度の予算に適正な態度を以て臨みたいと思つております。今のところはいづれとも即答申上げかねることとを遺憾といたします。

○上林忠次君 先般千葉県のほうに視察に行きました際に、今頃の高等学校の状態を見たりすると、これは農業関係のみならず、一般の実業教育の対策が軽んじられてゐる。それで私PTAの会長にも話をしまして、もつとこの方面の教育を強化するようにお願いしたのであります。現在のところ、昔の実業学校が普通高等学校に入つてしまつて、そのうちの一部の部として特殊な実業教育を施してゐるというふうなこと、この特殊な部に入つてゐる連中も余り熱が出ない。特に農業関係の連中はあつたやうな特殊な実験をしたり、作業をしたりするために、昔のやうな実業教育が十分浸透しないというやうなことであります。何とかこの点を變えなくては日本の産業が萎縮するのではないかと、このことを私話したのであります。農業関係につきましては、とにかく農業というものは生活が苦しいので、幾ら先生に話してもなかなか熱心によつてくれないし、生徒も熱を出さない。勿論現在の学校が、ああいう工合に、昔の何々工業学校或いは農学校、商業学校のような工合の学校が少いので、その点も悪いのであります。大體農業におきましては、

利益が少いから士氣して農業に従事するやうな熱が出て来ないのだという結論に達したのであります。日本の零細農業としての収入が少い。この点が生活の程度の低下になつて来るという点で、現在の農業はだん／＼昔よりも衰微して行く状態にあるのではないかと、農業に従事すべき第二の国民が、さういふやうな状態で現在ありますので、これをうんと優秀な農業者を作る教育をしなければならぬと思つたのであります。今回の補助法の改正の中にもありますやうに、実業教育の教科書の補助を切るといふやうな工合で、逆行した今度の切り方になつておると思つたのであります。さういふ農家は、民度が低くて生活が苦しい、という点で、さういふやうな農業に対する熱もさめて参りますので、これは困としては大問題じやないかと私は考へておるのであります。それでこそこの補償金或いは補助金、農業関係の補助金は切られては困る。さうして少しでもこの零細農を守り立てて、収入を増やす、さうして民度を高くする、生活を楽にするというところで、農村を復興させなければ日本の将来は危いのではないかと、いうことで、私は農業関係の普及員の補助金を元へ歸してくれ、ということをお願いしておるわけでありまして、千葉県におきましては、今では何パーセントになつておりましたか、普及員が年に二十万円程度県のほうへ食込みをやつておるやうな現状であります。単価が、大蔵省で考へておられるやうな単価では、なか／＼實際今の設置はできていないという状態であります。農業の将来、又実業教育の将来、日本全体の産業の将来から考へまして、特に農業の

将来を考えますとき、私の今回の三分の二の補助金を減すということは大問題じゃないかと痛感するのであります。それで農林省におきまして、又政府全体としまして、普及員の員数は減さないのだ、今度の行政整理にもかけないのだという一貫した方針をたてておられます。又大蔵省のほうでは、交付金でこれは財政的な措置は見えておるというふうなこともなっておりますのであります。この指導陣の組織というのは、試験場からずっと一貫した指導網というものができておるのであります。一年、二年の問題じゃないのであります。すでに六年間継続して優秀な成績を、この貧弱な陣容ながら挙げておるというふうな現状から考えまして、今年から下げる、継続すべきこの事業を今年から下げる、又衆議院の決議によりまして、今年一年は我慢せよというふうな簡単な気持ちでこれを取扱っておりますが、私はこれはそういうふうな一年間限りこうせいというふうなことではない、いけないのじやないか。何とか引續いてやらなければならぬ。特にいふ／＼な施設が削られる。この際この人的資源を間に合うような、而も少しこの活動を強化するならば、生涯は向上するし、農民の生活は向上するといふようなこの施設を削るといふのはどうかと考へておるのであります。過般大蔵大臣が来られたときも、そういうふうな工合に優秀なことは自分は知らなかつた。これは水陸関係にもそういう問題がありました。が、そんなものならこれは切つてはいけないのだという御意向も出ましたのであります。私はこの施設はまず／＼強化する必要こそあ

れ、今ストップするとか、或いはこれで抑制して将来続けて行くといふような大蔵省の御意向に對しましては、もう少し大蔵省の本来の堅持をお聞きしたいのであります。どういふ工合にやつて行くのか、紐付でやるか、或いは予算を組替える、すでに出してあります地方税の交付金、これを元に帰したかどうか。そしてこれを普及員の補助の縮小を元に帰したらどうかと考へておるのではありませんか、長い話になりましたが、そこらをお汲取り下さい。そして、大蔵省の御意見を一つ聞きたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 私どもの考へ方は、先ほど来繰返して申し上げましたように、三分の二を二分の一にしたというところは、決してこの改良事業を輕視しているものではないと確信いたしてゐる次第でございます。國と府県との両方の責任を明確にする点から申しまして、何らこれによつて支障を来たさないかと考へてゐるわけでございます。もう只今の御質問は、これを三分の二に戻した場合に、予算の措置はどうなるかといふようなお尋ねであつたかと思つてございしますが、御承知のように、予算は二分の一の補助金、交付金の増額といふような形で成立をいたしておる次第でございます。これは只今のような必要とするわけでございます。現在の予算では何とでもそれをしたいやうな実情に相成つてゐるわけでございます。まあ今後の問題につきましては、これも申上げましたように、この一年間に全面的、根本的に補助制度を再検討することを是非やりたいと考へてゐる次第でございます。

○上林忠次君 若しもこの改正法案からこれを除外するということになりますと、まあ予算の改正をやるということになると思ひますが、改正せずに今の予備費から出すということではできるかどうか、その点を一つ……。

○政府委員(森永貞一郎君) 予備費から出すことは、ちよつと建前として困るのじやないかと存じます。予見すべき事態であるかどうかという問題もございまして、仮にその問題を解決いたしましたとしたとしても、予備費から出しますと、交付税でみてゐるほうとダブルのわけでございます。それだけまあ二重にみる、こういうふうなことになるわけでございます。ちよつと予備費から支出することはできないのじやないかと思ひます。

○上林忠次君 それじや結局予算を修正して、地方へ出している交付金を引上げて、これを組替へるといふこと以外に手はないわけですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 補助金を殖やせばそれだけ交付税のほうを減らす、交付税のほうは御承知のように千二百十九億といふ金額だけござつてゐるわけじやございせん。所得税、法人税、酒税の何れ……、平年度は二割でございます。初年度は酒税は二〇、所得税、法人税は一九・六六といふやうな細かい率で定められてゐるわけでございます。さうながんじがらめな状態になつておりますので、ちよつと

簡単に修正ができないのではないかと考へるのでございます。

○上林忠次君 先ほど話が出ておりましたが、衆議院で幸いに附帯決議が出たおりましたが、あれはとにかくこの一年は通そうじやないか、いづれ補助金全体を整理する際に、これは元へ戻すのだというように決議をしておりましたが、あれは結局予算も通つたり、この際予算を組替へせん限りは、これはできないのだといふやうな技術的な点からあつたのか、それとも何かその点から出たのか、それとも何かその点から出たのか、あつたのか、その点は政府としてはおわかりになりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) 衆議院に私出席いたしておりましたので、その事情を見聞いたしておりましたから、私のほうから答えたいと思ひます。まあこの決議の文章でございますが、結局衆議院の質疑を通じて私どもが窮い知りましたことは、先ほどもしばしば出ておりました。いづゆる補助単価をできるだけ合理的にしてくれといふ強い希望が特にございました。それから今の補助率そのものを戻すといふ問題も非常に強い御意見として出たわけなんです。あります。いづれにいたしまして、まあその後衆議院でも成立したわけでありまして、そういうふうな関係でございます。今直ちに予算修正をするといふやうなことは、衆議院自体としましてはお考えになつてゐなかつたものと私のほうは推察いたしております。政府としましては、勿論全体をよく各省とも相談の上検討いたしまして、十分将来に備へなければならぬと思ひます。明年度予算編成も實際問題としてはもう間もなく始まるわけでございます。従ひまして明年度予算編成の際にこれを十分考慮に入れる、まあ只今のところといたしましては、この年度内に予算修正をするといふことは、私どもとしては申上げられない段階でありまして、今後の事態につきましては、財源その他いふ／＼な点もございまして、相当財源も非常に今年は苦しいといふ見通しでございます。苦しいといふ見通しでございます。とにかく能う限りの最近の機会において、一つこの衆議院の決議の趣旨に即つて再検討いたしたい、こういうふうな御要求があつた、こう考へております。

○上林忠次君 それじや二点がそれは一緒になつて、あのような修正がされたやうに今お聞きしましたが、単価の点或いは施設当りの評価の点が少し少い。これを直さなければならぬ必要もあるし、予算の修正も今はむづかしい。勿論これを戻すときは三分の二に戻すのだといふやうな意向も含まれてゐるといふわけですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 決議のそういう非常に細かい内容の分析があつたわけではございせん。御質疑を通じて、我々が承つたところは、そういうやうな御希望が強く出ておつたわけでありまして、それで最後にこういう決議ができましたが、その決議の趣旨の説明のときには、そういう細い説明はありませんでしたので、非常に的確に、さうであるといふことを私どもからお答えするわけには参りませ

第二十四部 補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第二十号 昭和二十九年四月二十四日【参議院】

九

んが、私どもは御趣旨を推察するの
に、恐らく質疑から推してそういう点
が要点ではないか、こう考えておるわ
けであります。

○上林忠次君 とにかく何遍も話が出
ますように、全国を通じてこれは三
四％ですか、現在はお出ている。現在で
すらその残りは地方負担になつてい
るような苦しい状態でありまして、而
もいろいろ補助施設が削減されるこ
の際、このままで行くなら政府もこ
ういうふうな目で見て、三分の二を二
分の一に下げてしまふのじやないかと
いうようなことで、地方の苦しい財政
の手前、どうしても員数を減して行く
ということより仕方がないということ
が一番恐ろしいのでありまして、現在
すでに南のほうから申しまして、熊本
県、長崎県、兵庫県、それから千葉
県、ここらは相当員数を下げるとい
うことまで来ております。苦しまされ
に出るのでありますが、一つは政府が
それだけ熱がないのだ、たくさん補助
金があるうちに、至急に必要なら、ま
すます必要性が加わりつつあるこの農
業改良普及員の員数まで減らすのだ
と、こういうようなことが地方の大き
な精神的な、これを軽視するような気
持が出るのじやないかということを持
持は結論として恐れるのであります。ま
すます重要視すべき施設をそういうよ
うに軽視されて処理されるならば、こ
の日本の現状から考えまして、農業生
産の必要性、又農村経済の向上とい
う点から考えまして、かようなことが
が日本の大変大きな問題ではないかと
いうので、元へ帰してもらいたいとい
うことを考えるのでありますが、これ
に対してはどういうことを政府でやつ

てもらつたらいいの、政府はこの施
設に対して補助金は減したが、こうい
う工合にして実をどうするじやないか、
名目はあつて工合になつたが、実は
こういふ工合にとらうじやないかとい
ういい方法がありますならば、それを
お聞かせ願ひたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 結局今度
の補助金制度改正の趣旨をよく地方団
体に徹底いたしまして、この農業改良
関係だけではありませんが、そのほか
の問題についても同じことが言えるの
であります。関係各省が各地方団体
に十分指導、監督を徹底せられ、かり
そめにも農業改良事業が都道府県で目
的を達しないような事態にならないよ
うに十分努力して頂くということによ
つて、只今おつしやいましたような趣
旨を達成し得るのではないかと、又政府
各省といたしまして、そういう方向
で十分努力をしなければならんと考え
る次第であります。

○上林忠次君 それについてもう少し
具体的な内容はないのですか。この
施設に限つては、将来強化化する
ので、少くとも今年のこういうような
暫定的な措置はとるが、決してこの活
動をにぶらせるようなことはしないぞ
というふうな言い手はありませんか。

○政府委員(森永貞一郎君) これは農林
省のほうに具体的にお聞きになつたほ
うがよいと思ひます。一般的には今御
説明のあつたようなことだろうと思ひ
ます。

○上林忠次君 私はこの点で終ります
が、先ほどもお札の言葉を述べました
ようなことで、私農業施設に対する
試験研究施設の強化に、従来以上の熱
意を大蔵省から寄せて頂いて査定に当

つてもらつておるということに對しま
しては、返す／＼厚く御礼申上げま
す。勿論この三分の二については、何
とか三分の二の現行補助の率を確保し
たいと考えておりますが、これ又あと
に御相談することにして、本日
はこれで私の質問を終わります。

○秋山俊一郎君 一点だけ主計局長に
お尋ねしますが、先ほど鈴木委員の御
質問に對しまして、この法律案が衆議
院から修正になつて参つておること
について、一年間の時限立法になつてお
る。それはこの一年間に十分補助の整
理等について検討をした上で措置した
い、かような御説明でございしますが、
当委員会におきまして、もうすでに
一カ月を経過して相当質疑も重ねて参
りまして、そろ／＼最終の段階に近付
いておる。我々もこれに對して十分今
後検討しなければならぬのですが、若
しこの衆議院の修正通り可決せられた
といたしまして、この法律は衆議院
通りに可決した通りあなた方は受取
りにならんで、更にこの一年間にこれ
に對しても一つ別な法案を出す、例
えばこのうちに政府の出された原案に
盛込まれておるものを更に生かすとか
いうような方向に検討をして、或いは
衆議院と共に議決したいわけの国会の
議決というものに對して更に検討を加
えて処理されるという御意思でありま
したるうか、或いはこのほかにもた
くさん法律があり、補助するものもある
から、それらを検討するという意味で
ございしますか、それらをはつきり一つ
御答弁願ひたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 今回問題
になりました補助金よりも、もつと広
い範圍に亘りまして一層根本的な検討
を遂げまして、合理的な結論を出し、
それに従つてできるだけ早い時期に措
置を講じたいという念願でございま
す。その場合御決議のありましたよう
な問題につきましては、全体の問題が
解決しなければ考慮しないということ
でもないでございまして、できるだけ
早い時期に、できるものから適当な
措置を講じて参りたいと考えておりま
す。何分にも全面的、根本的な検討と
いうことになりまして、時間も相当か
かりますし、そうすぐには参らないの
じやないかと存じます。併しできる
だけ早い時期にできるものから措置し
て参りたい、さうに考えております。

○秋山俊一郎君 私の御尋ねするの
は、これだけについてお尋ねしている
のですが、この法案でこういふふう
に決定したものに對して、更に一年間の
時限立法であつて、三十年の三月三十
一日にはこの規定は効力を消滅する、
こういう修正案でありますか、併しそ
の間において又この議決と變つた法案
でも出して整理をされるという御意思
でありますか、或いはこの国会の議決
はそのまゝお認めになるおつもりで
ございしますか、その点、先ほど私は
を伺つておるわけですが。

○政府委員(森永貞一郎君) お尋ねの
御趣旨は、この附帯決議についての問
題でございまいしょうか。

○秋山俊一郎君 私の御尋ねしました
のは、先ほどあなたがこの附帯決議が
付いて一年間の時限立法になつてい
るが、まだ期間も相当あることだから、
更に検討するということにお話があつ
たように思ふのですが、さういふふう
に私は聞いた。従つてそれならばこ

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

でこの法案を通して、これは生きて
来ないのじやないかという感じが私は
した。近く結論を出さなければなら
んときに、よく考えておかなければなら
なら問題ですから伺つておるわけで、
我々がここで決議しても、それは生き
ても何もしないのだ、又それを殺すと
か、手術するとかいふことになりま
す。今これを審議する過程において十
分それを腹に入れておかなければなら
ない、さういふことでお尋ねしたの
です。附帯決議ではありません。修正案
です。

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

○政府委員(森永貞一郎君) 御趣旨を
理解しないで恐縮でございしましたが、
私どもは衆議院の決議の御趣旨は十分
尊重いたしましては、この附帯決議に
もございしますように、可及的速かに予
算措置を講ずる云々とございしますが、
予算措置を講じて得る機会が参ります
れば、その機会にこの法律案に對して十
分検討を遂げて善処したい、全般
的な問題についてもできるだけ急ぐこ
とは勿論でございしますが、この御決
議につきましては、この御決議の趣旨を
尊重いたして参りたいと存じておりま
す。

○秋山俊一郎君 附帯決議について特
に御答弁がありました。よくわかりま
した。併し私の根本的の質問は附帯決
議のみならず、この修正の附則にある
わけですが、修正案の附則に、「この法
律は、第十八条の規定を除くの外、昭
和三十年三月三十一日限りその効力を
失ふ」とありますから元に戻るわけ
です。現行法に戻ることにこの規定は
なる、三十年の四月一日から……と
ころがこの戻る前にもう一遍あなた方
が何とかするといふ御説明のように承

わつた。ということは、我々が昨年決議したものが予算も何もせず陽の目を見ずにすばつとやられたから、又その手をやるのではないかということが感じられるので改めてお尋ねしている。そういうことであれば我々の考え方のもこの点に立つて考えなければならぬ、こういう意味です。

○政府委員(森永貞一郎君) この法律は一年経てば効力を失うわけでございまして、何もしなければ来年から補助金制度の現行法が復活することは勿論でございますが、その間私が先ほど申し上げましたのは、補助金制度につきましては、ここに問題になつております問題は含めてでございますが、全面的、根本的に検討を必要とする問題も少くないから、それには一つ私も役人だけでなく、民間の学識経験者のお智恵も拝借いたしまして、根本的な検討をもう一度やらして頂きたい、その結果或いは現行法が単純に復活するということなく、違つた結論が出るというようなことも或いはあるかも知れませんが、それにつきましては慎重に検討をして結論を出したい、さうな趣旨を申し上げているわけでございます。その間この法案の審議に際して、両院で行われました御論議の趣旨につきましましては、これは又極力御意向を参酌しなければならぬことは当然でございますし、或いは又委員会等を作るといふような場合には、そのほうにも適当なかたに入つて頂きまして、十分そこで御審議をお願いしたいと考えているのでございます。

○秋山俊一郎君 私もたぐさんの補助に關する法律或いは法律に基かない補助も相当あるそうでありますが、そ

れらのものについての再検討を必要とすることは私も同感であります。どれをどうするということは今考えておりませんけれども、補助のうちに必要ない検討を要するものもあるのじやないかと考えるので、只今のあなたの御答弁は私も承で可るわけであります。ただここに盛られました二十三カ条のうち一カ条落ちておりますけれども、これらのものが相当衆議院でも検討され、又参議院においても検討されましての議決であると思つてあります。従つてここにも書いてあるように、除くべきものは除き、然らざるものが来年から生きて来る、こういうふうになつておりますので、本年度中に今お話のような全面的検討が行われるお見込みでありますか、どうか、その点を伺いたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 本年度中というのでは実は少し遅いかと思つてございまして、是非とも来年度の予算の編成期前に御検討を願つて一応の結論を得たいと思つております。

○榊原亨君 非常にたぐさんある補助金を整理いたしまして、今お話になりましたようなことを、予算措置を講ずるまでに完了すればこれは別であります。が、非常に困難な場合にはそれが実現し得ない場合があると思つてあります。その場合には少くとも本国会に、今問題になつておりますいふ／＼な案件につきましましては特に御考慮を願えるかどうか、そのところを一つはつきりさして頂きたいと思つております。

○政府委員(森永貞一郎君) 補助金の根本的な整理について全面的に結論を得ない場合には、この一年を更にもう一年とか、二、三年とか延ばすことが

あるかどうか、結局そういうようなことに帰着すると思つてますが、これは暫定法でございまして、補助金整理について結論が得られない場合に、これだけを更に又目の仇にして延ばすといふことは不穏当だろうと存じます。できるだけ早く全面的根本的な整理について検討をする努力をいたす所存でございます。

○榊原亨君 これは一年の期限でありませんが、我々の検討したところによりますならば、若しも予算的措置が講ぜられる機会がありますならば、その機会にでも一つそういう措置を講ずるという気持を持つておられるのかどうか。

○委員長(松永義雄君) ちよつと連記を止めて下さい。

(連記中止)

○委員長(松永義雄君) 連記を始めて下さい。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今の御質問でございますが、まあ私どものほうといたしましては、国会における審議の経過、これをよく参酌いたしまして、特に質疑その他論議を通じて、強く御希望の出たものにつきましては、特に私どもの参考といたしまして、さうしてこれを明年度の予算編成と併せて研究の上で、それ／＼のできるだけの実体法において、適当な形で以て恒久的な姿でお出ししたい。できるだけ今回のこの修正の趣旨をそこに盛込んで参りたい、こう思つております。ただまあ多くのものについて、ほかの問題とも併せて検討いたしますので、一律に機械的には今申上げられないと、こう思います。

○委員長(松永義雄君) 他に御発言が

なければ、本日はこれを以て散会いたします。

午後一時三分散会

第二十四部

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第二十号 昭和二十九年四月二十四日【参議院】

昭和二十九年五月八日印刷

昭和二十九年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局